

○防衛省令第五号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第八条の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

防衛大臣 小野寺五典

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次のとおり」を「次の算式により時間帯補正等価騒音レベルを算定する方法」に改め、同項の算式を次のように改める。

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{r} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE, di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE, ej+5}}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE, nk+10}}{10}} \right) \right\}$$

第一条第二項各号を次のように改める。

一 $L_{AE, di}$ 一日の間の自衛隊等（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（以下「法」という。）第

二条第一項に規定する自衛隊等をいう。以下同じ。）の航空機の離陸、着陸等（法第十九条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを含む。以下同じ。）の実施により単発的に発生する騒音（以下「単発騒音」という。）のうち午前七時から午後七時までの間における i 番目のものの単発騒音暴露レベル（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格 $Z 8731$ で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下同じ。）

二 $L_{AE, ej}$ 単発騒音のうち午後七時から午後十時までの間における j 番目のものの単発騒音暴露レベル

三 $L_{AE, nk}$ 単発騒音のうち午前零時から午前七時まで及び午後十時から午後十二時までの間における k 番目のものの単発騒音暴露レベル

四 T_0 規準化時間（一秒）

五 T 一日の時間（八万六千四百秒）

第一条第三項中「前項各号の値の」を「前二項の規定による」に、「ひん繁に」を「頻繁に」に改める。

第二条中「七十五」を「六十二デシベル」に、「九十、」を「七十三デシベル、」に、「九十五」を「七十六デシベル」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行し、同日以後の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条の規定による第一種区域の指定、同法第五条第一項の規定による第二種区域の指定及び同法第六条第一項の規定による第三種区域の指定について適用する。